地域医療連携推進法人の認定に係る事務手続（案）

資料９

地域医療連携推進法人制度とは・・・

○医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度

○複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

**地域医療連携推進法人設立の大まかな工程について**

（法人の実施事項）　　　　　　　　　　（法人の実施事項）　（都道府県の実施事項）

地域連携

推進法人

の設立

（登記）

医療審議会

法人部会への

意見聴取

（諮問・答申）

↓

認定・公示

大阪府知事

への

認定申請

医療連携推進方針の作成

区域、

業務内容等

一般

社団法人の設立

（登記）

定款作成

社員全員署名

↓

定款の

公証人認証

公証役場

↓

役員の選任

中心

メンバーの

集合

開催時期（5月・11月）

地域医療連携推進法人の認定申請に係る

「医療連携推進方針」についての意見聴取

各圏域の協議会への諮問にあたっては、事務局と事前に調整

※　法30の14に基づき設置される｢協議の場｣（地域医療構想調整会議）に相当

<二次医療圏域毎の地域医療構想の進捗管理>

「府保健医療計画」の推進（進捗管理、評価）のため、条例で二次医療圏域

（8圏域：大阪市、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、堺市、泉州）ごとに設置。

圏域毎に保健医療協議会（※）を開催

参加法人（非営利法人に限定）

⇒　一社法人の「社員」

医療法人　　医療法人　　その他

非営利法人